

## ○鹿児島県警察職員の賞じゆつ金等の支給 に関する訓令 (昭和42.1.25 鹿児島県警察本部訓令2)

改正 前略…平成18.11訓令30

(趣旨)

**第1条** この訓令は、鹿児島県警察職員の賞じゆつ金等の支給に関する規則(昭和42年鹿児島県公安委員会規則第2号。以下「規則」という。)第5条の規定に基づき、警察職員(以下「職員」という。)の賞じゆつ金等の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(上申手続)

**第2条** 警察本部の各課長(所・隊長を含む。)及び校長並びに警察署長(以下「所属長」という。)は、所属の職員に規則第2条に該当する事案があると認めるときは、殉職者賞じゆつ金支給上申書(別記第1号様式)又は障害者賞じゆつ金・受傷者ほう賞金支給上申書(別記第2号様式)により、次の各号に掲げる書類を添えて、警察本部長(以下「本部長」という。)に賞じゆつ金等の支給を上申しなければならない。

(1) 殉職者賞じゆつ金

- ア 殉職者賞じゆつ金を受けることができる者の戸籍謄本
- イ 医師の死亡診断書又は死体検案書
- ウ その他本部長が必要と認める書類

(2) 障害者賞じゆつ金

- ア 心身に著しい障害を生じた状態が、地方公務員災害補償法施行規則(昭和42年自治省令第27号)別表第3に掲げる「障害等級」に該当すると認める医師の診断書
- イ その他本部長が必要と認める書類

(3) 受傷者ほう賞金

- ア 医師の診断書
- イ その他本部長が必要と認める書類

本条…一部改正(昭和61.12訓令28、平成8.3訓令9、18.4訓令16、11訓令30)

(委員会の構成)

第3条 賞じゅつ金等審査委員会（以下「委員会」という。）は、委員長及び委員をもつて構成し、委員長には本部長、委員には次に掲げる職にある者をもつて充てる。

警務部長

生活安全部長

刑事部長

交通部長

警備部長

警務部参事官兼首席監察官

会計課長

厚生課長

2 委員長に事故あるときは、警務部長がその職務を代行する。

3 委員会の庶務は、監察課で行う。

本条…一部改正〔平成6.10訓令26、18.4訓令16〕

（委員会の任務）

第4条 委員会は、第2条の規定により上申されたものについて、規則第2条の要件に該当の有無、功労の程度、支給金額等について審査し、その結果を本部長に通知しなければならない。

（委員会の運営）

第5条 委員会は、4名以上の委員が出席しなければ審査を行なうことができない。

ただし、受傷者ほう賞金の審査については、その内容により持回り審査に付することができる。

2 議事は出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

（賞じゅつ金等の決定および支給）

第6条 本部長は、第4条の通知に基づいて賞じゅつ金等の支給額を決定し、賞じゅつ金等通知書（第2号様式）により、職員の所属長に通知するとともに、規則第4条に定めるところによりこれを支給する。

（記録）

第7条 監察課長は、賞じゅつ金等支給記録簿（第3号様式）を備え、支給のつどこれを記録しておかなければならない。

附則

第2編 警務 鹿児島県警察職員の賞じゆつ金等の支給に関する訓令

---

この訓令は、昭和42年1月25日から施行し、昭和42年1月1日から適用する。

附 則 (昭和44.11.19訓令30)

この訓令は、昭和44年11月19日から施行し、昭和44年11月1日から適用する。

附 則 (昭和48.9.6訓令18)

この訓令は、昭和48年9月6日から施行する。

附 則 (昭和55.9.1訓令12)

この訓令は、昭和55年9月1日から施行する。

附 則 (昭和56.3.23訓令6)

この訓令は、昭和56年3月23日から施行する。

附 則 (昭和61.12.26訓令28)

この訓令は、昭和61年12月26日から施行する。

附 則 (平成6.10.31訓令26)

この訓令は、平成6年11月1日から施行する。

附 則 (平成8.3.27訓令9)

この訓令は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成18.4.28訓令16)

この訓令は、平成18年5月1日から施行する。

附 則 (平成18.11.17訓令30)

この訓令は、平成18年11月17日から施行する。ただし、改正後の規定は、平成18年4月1日以後に生じた事案に係る賞じゆつ金について適用し、同日前に生じた事案に係る賞じゆつ金については、なお従前の例による。

第2編 警務 鹿児島県警察職員の賞じゆつ金等の支給に関する訓令

別記

第1号様式 (第2条関係)

FN. ○○-○-○ 廃棄 ○.○ (○年) ○○ 務 第 号 年 月 日				
本部長 殿				
所属長 職・氏名 <span style="float: right;">印</span>				
殉職者賞じゆつ金支給上申書				
次のとおり警察職員が職務遂行中危(災)害を受け功労があると認められるので、賞じゆつ金の支給を上申する。				
殉 職 者	所属 職 氏名  年 月 日生 ( 歳 )		危(災)害を受けた日時、場所 年 月 日 時 分	
	年 月 日 拝命 勤続 年 月		死亡した日時、場所 年 月 日 時 分	
死 因			医療機関の 所在地、名 称及び医師 の氏名	
勤 務 成 績			過 去 の 賞 罰	
家 族 の 状 況	統柄	氏 名	賞じゆつ金を受けるべき者	
		生 年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
	年 月 日	職業	扶養 の別	
				住所
				殉職者との統柄
				氏名
				年 月 日生 ( 歳 )
殉 職 の 状 況	別紙のとおり			

第2編 警務 鹿児島県警察職員の賞じゆつ金等の支給に関する訓令

<p>功勞の程度及び所屬長の意見</p> <p>抜群 顕著 多大</p>		
※ 決 定	年 月 日	※ 備 考

注1 勤務成績欄は、過去3年間の勤務成績(評定、順位等)を記入すること。

注2 決定及び備考欄は、記入しないこと。

旧1号様式A…全部改正(平成18.4訓令16)

第2編 警務 鹿児島県警察職員の賞じゆつ金等の支給に関する訓令

第2号様式 (第2条関係)

FN. ○○-○-○ 廃業 ○.○(○年) ○○ 務 第 号 年 月 日					
本部長 殿					
所属長 職・氏名 <span style="float: right;">印</span>					
障害者賞じゆつ金 支給上申書 受傷者ほう賞金					
次のとおり警察職員が職務遂行中危(災)害を受け、功労があると認められるので 障害者賞じゆつ金の支給を上申する。					
障害・ 受傷者	所属 職 氏名		危(災)害を受けた日時、場所 年 月 日 時 分		
	年 月 日生(歳) 年 月 日祥命 勤続 年 月		療養期間	自 年 月 日 至 年 月 日	
傷位 病名 程度 部			医療機関の 所在地、名 称及び医師 の氏名		
勤務 成績			過 去 の 賞 罰		
家 族 の 状 況	続柄	氏 名	職 業	扶 養 の 別	参 考 事 項
		生 年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			
受の 傷状 時況	別紙のとおり				

第2編 警務 鹿児島県警察職員の賞じゆつ金等の支給に関する訓令

功勞の程度及び所属長の意見 抜 群 頭 著 多 大			
※	年 月 日	※	
決		備	
定		考	

注1 勤務成績欄は、過去3年間の勤務成績(評定、順位等)を記入すること。

注2 決定及び備考欄は、記入しないこと。

旧1号様式B…全部改正し繰下(平成18.4訓令16)

第3号様式

		FN. ○○-○-○	
		廃棄 ○. ○ (○年)	
		鹿 監 第 ○ 号	
		年 月 日	
殿			
		本 部 長	
殉職者賞じゆつ金	}	支給決定通知書	
障害者賞じゆつ金			
受傷者ほう賞金			
年 月 日上申のあった		に対する	
殉職者賞じゆつ金	}	の支給額を次のとおり決定したから通知する。	
障害者賞じゆつ金			
受傷者ほう賞金			
記			
金	円也		
		( 年 月 日決定)	

旧2号様式…全部改正し線下〔平成18.4訓令16〕



第2編 警務 鹿児島県警察職員の賞じゆつ金等の支給に関する訓令

第4号様式

賞じゆつ金等支給記録簿

年		決 定	年 月 日		支 給	年 月 日	
第	号					種 別	
職員の所属 職 氏 名			年 月 日生 ( 歳 )				
功 勞 認 定	抜群 顯著 多大		障 害 認 定	級	療 養 期 間	月	
	医療機関の名称, 所在地, 医師の氏名						
賞じゆつ金等の額		円		扶養家族の加算			
				配偶者		円	
				子	人	円	
その他		人	円				
賞じゆつ金等を受 領した者の住所, 職業, 氏名, 年齢 及び職員との続柄							
参 考 事 項							

旧3号様式…全部改正し繰下(平成18.4訓令16)